

## 行政文書開示決定通知書

齋藤 経史 様

財務大臣 片山 さつき

令和7年10月14日付の行政文書の開示請求（財務省接受番号：文第30080号）について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することと決定しましたので通知します。

### 記

- 開示する行政文書の名称
  - 財務省本省人事評価実施規程
  - 財務省本省人事評価実施細則
- 不開示とした部分とその理由  
なし

\* この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、財務大臣に対し審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

### 3 開示の実施の方法等

- (1) 開示の実施の方法等 \*同封の説明事項をお読みください。

開示請求書において希望された開示の実施の方法等により、開示の実施を受けられます。

<実施の方法>

なお、下表に記載した方法のうち開示請求書において希望された開示の実施方法と異なる方法及び(2)に記載された日時のうち都合のよい日を選択することもできます。

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	算定基準（行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令別表の下欄に定める額）	行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額	開示実施手数料
別紙のとおり				

(注) 納付する開示実施手数料は、基本額（複数の開示の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合算額）から300円、令第13条第1項第2号イに規定する開示請求手数料相当額又は同号ロ若しくは同号ハに規定する、行政機関の長が分担するものとして当該独立行政法人等と協議して定める額を減じた額となります（当該基本額がこれらの金額以下の場合は、無料となります。）。

- (2) 事務所における開示を実施することができる日時、場所

日：令和7年11月20日から令和7年12月22日まで

（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を除く。）

時：9:30から17:00まで（12:00から13:00を除く。）

場所：財務省情報公開窓口 東京都千代田区霞が関3-1-1

- (3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用（見込額）

日数：「行政文書の開示の実施方法等申出書」が提出された日から1週間後までに発送予定

送付に要する費用（見込額）：別紙のとおり

### \* 担当課等

大臣官房秘書課サービス第一係

TEL：03（3581）4111（内2072）

大臣官房文書課情報公開・個人情報保護室

TEL：03（3581）4111（内5623）